



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
8月19日
号外(3)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則

※滋賀県税規則の一部を改正する規則(税政課) 1

※滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則(税政課) 1

○ 人 事 委 員 会 規 則

※職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則..... 2

※職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則..... 2

※職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 6

規 則

滋賀県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第43号

滋賀県税規則の一部を改正する規則

滋賀県税規則(昭和25年滋賀県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第73条の25第3項」を「第73条の25第2項」に改める。

第14条の2第3項中「付則第9条の4第4項」を「付則第9条の4第5項」に改める。

第42条第5項第2号イ中「一般財団法人日本データ通信協会」を「総務大臣」に、「業務に」を「時刻認証業務(電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。)」に改める。

別表2(18)の項中「第39条の12第9項」を「第39条の12第11項」に改め、同表2(19)の2の項中「第39条の12第10項」を「第39条の12第12項」に改める。

別記様式第11号の2の3中「第39条の12第10項」を「第39条の12第12項」に改める。

付 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。(経過措置)
- 改正後の第42条第5項(第2号イに係る部分に限る。)および第44条第1項(第1号および第2号に係る部分に限る。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に保存が行われる滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号。以下「条例」という。)第143条第2項に規定する書類または条例第145条第1項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録について適用し、施行日前に保存が行われた条例第143条第2項に規定する書類または条例第145条第1項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録については、なお従前の例による。
- 施行日から令和5年7月29日までの間に条例第143条第2項に規定する書類または条例第145条第1項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録について保存が行われる場合における改正後の第42条第5項の規定の適用については、同項第2号イ中「業務をいう。)」とあるのは、「業務をいう。)または一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務」とする。
- この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第11号の2の3の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

.....
滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月19日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第44号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則(昭和41年滋賀県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第4号による用紙は、この規則の施行後においても、なお当分の間使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第4号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月19日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

滋賀県人事委員会規則第12号

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則(平成6年滋賀県人事委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

第14条第9号および別表第1の15の項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月19日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

滋賀県人事委員会規則第13号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年滋賀県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第2条の4(見出しを含む。)中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同条を第3条とする。

第2条の3(見出しを含む。)中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条に次の1号を加え、同条を第2条の4とする。

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第2条の2の次に次の1条を加える。

(条例第2条の3第3号および条例第2条の4の人事委員会規則で定める特別の事情)

第2条の3 条例第2条の3第3号および条例第2条の4の人事委員会規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

第4条の見出し中「または期間の延長」を削り、同条第1項中「または期間の延長」を削り、「別記様式第2号」を「別記様式第1号」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に改め、「またはその期間の末日の翌日」を削り、「条例第2条の3第3号」を「次」に改め、「または条例第2条の4の規定に該当する場合にあって」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業(条例第2条の3第2号に

規定する地方等育児休業をいう。以下この号において同じ。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第4条第2項中「または期間の延長」を削り、「非常勤職員が条例第3条第8号」を「任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条の2 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認等請求書(別記様式第1号)により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第5条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同条第3項中「前条第2項本文」を「第4条第2項本文」に改める。

第9条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業(第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、当該書面の交付に代えて他の適当な方法によることができる。

第9条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務計画書)

第10条の2 条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書は、別記様式第3号によるものとする。

2 育児短時間勤務計画書を提出した職員は、当該育児短時間勤務計画書に記載した事項について変更が生じた場合は、遅滞なく当該変更が生じた事項を届け出るものとする。

別記様式第1号を削る。

「任命権者

別記様式第2号中「第4条関係」を「第4条、第4条の2関係」に、

を
様」

「(宛先)

任命権者

に、「育児休業の承認
育児休業期間の延長」を

「育児休業の承認
育児休業の期間の延長」に、

2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長	を
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長	
	再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業または非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情	

	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認(次に掲げる育児休業の承認を除く。) <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。) <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長
--	---

2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認または非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入	に、

4 既に育児休業をした期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	を
	年 月 日 から 年 月 日 まで	

4 既に育児休業をした期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	に
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	

改め、同様式注1中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の」を「条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする」に改め、同様式中注2を削り、同様式注3中「(6)」を「(5)」に改め、同様式中注3を注2とし、注4を注3とし、同様式注5中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の」を「条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする」に改め、同様式中注5を注4とし、注6を注5とし、同様式注7中「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)」を削り、同様式中注7を注6とし、注8を注7とし、同様式を別記様式第1号とする。

別記様式第3号を別記様式第2号に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第10条の2関係)

育児短時間勤務計画書

(宛先) 任命権者	提出年月日 年 月 日 所 属 職 名 氏 名		
条例第11条第6号の規定により、再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり申し出ます。 なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく申し出ます。			
1 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 備 考			

- 注1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認等請求書と同時に（変更の申出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出してください。
- 2 2の「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認等請求書に記載した請求期間を記入してください。
- 3 子の出生前に申し出る場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行ってください。
- 4 変更の申出の場合は、変更する箇所のみ記入してください。

付 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の職員の育児休業等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月19日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

滋賀県人事委員会規則第14号

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則（昭和38年滋賀県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「により育児休業」の右に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれを合算した期間）が1箇月以下である職員等を除く。）」を削り、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第13条第2項第2号中「により育児休業」の右に「（第6条第2項第2号アおよびイに掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を削る。

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。